

# 袁世凱政權期の學校教育における「尊孔」と「讀經」

宮原佳昭

はじめに

第一章 中華民國成立直後における尊孔・讀經をめぐる議論

第一節 教育部の立場

第二節 尊孔團體の中心人物の議論

第二章 袁世凱の「教育綱要」をめぐる議論

第一節 湯化龍の教育政策

第二節 袁世凱の「教育綱要」に示された尊孔・讀經の方針

第三節 葉德輝らの請願と教育部の對應

おわりに

はじめに

中國近代における「尊孔」と「讀經」、すなわち孔子に對する尊崇と經書の學習は、革命史の文脈では封建道德、保守反動の象徴として扱われ、またナショナリズムの文脈では保存すべき國粹、國民精神の中核として評價されてきた。これに對して、論者は中國の教育「近代化」という教育史の觀點から、清末における近代學校制度の導入によつて、中國近代における讀經のあり方はそれ以前に比べてどのように變化したのかという問題關心のもと、清末の學校教育における讀經

のあり方を分析した（以下、前稿とする）。要點をまとめると、次のとおりである。清朝政府は儒教道德を民衆に注入するため、一九〇四年に公布した「奏定學堂章程」では學校の教育課程のなかに讀經科・講經科を設けて經書を學習させた。近代以前における經書の學習は暗誦を中心としていたのに對し、「奏定學堂章程」は講釋を重視し、暗誦は部分的でよいとした。一方、地方教育界は讀經科・講經科の存在を批判し、經書を抜粹した修身教科書を編纂して修身科の授業で儒教道德を注入することを求めた。ただ、清朝政府は讀經科・講經科を廢止せず、經書の分量や學習時間を減少させつつも、あくまで暗誦を嚴格に行うよう定めた。<sup>①</sup>

清末に引き續き、中華民國期において讀經の問題がとくに活潑に議論されたのは、一九一二年から一六年にかけての袁世凱政權期と、一九三〇年代である。このうち後者については、銓屋一が一九三五年の讀經問題をとりあげ、小・中學校における讀經實施の是非、および讀經する場合にはどの學年でどの經書を讀むべきかという議論を分析している。前稿および銓屋氏の所論から見えてくるのは、近代中國の學校教育における讀經に關する議論は、教育課程に讀經科を設置するか否かだけでなく、學齡兒童に對して、どの學年で、どの經書を、どのように學ばせるべきか、などをめぐって展開されたということである。近代中國におけるこの營みを、論者は中國における教育「近代化」の重要な一側面とみなし、傳統的な儒教教育を近代的な學校教育のなかにどのように位置づけようとしたかという枠組みで理解すべきと考えている。この枠組みのもと、袁世凱政權期の學校教育における讀經の問題について、どのような議論がなされ、どのような政策が實施されたか、そしてそれらは中國教育史上においてどのような特徴を持つか、などを解明することが本論の課題である。

辛亥革命後の政體の變革にともない、袁世凱政權期には尊孔や讀經に關する事件が多く起こった。具體的には、一九一二年の教育總長蔡元培による小學校での讀經科の廢止、一九一三年の孔教會による孔教の國教化運動、一九一四年の湯化龍の教育總長就任と彼による國民教育政策の實施、一九一五年の大總統袁世凱による「教育綱要」の公布と讀經科の復活などである。これら一聯の過程については、多くの先行研究で言及されている。とくに教育史研究に目を向けると、多賀

秋五郎は一九一四年五月の湯化龍の上申と翌年の袁世凱の「教育綱要」を、ともに袁世凱の「反動的文教政策」の一環として位置づけ、また一九九七年刊行の李華興主編『民國教育史』もこの時期の教育政策を、袁世凱による封建の復活と評價する。<sup>③</sup>これに對して、今井航は袁世凱政權期の教育政策を再評價するうえで、湯化龍教育總長時代の國民學校構想に着眼し、なかでも讀經科の復活について次のように述べる。湯化龍は一九一四年五月の上申において、讀經科の復活と儒教の國教化のうち後者には否定的な見解を示して、「國家宗教としてではなく、國民教育の根本となる國民道德のモデルとして孔子を提示し」、「孔教會が尊孔と讀經をセットにし、孔子の信仰で民衆の心を感化する尊孔活動を指向したのとは異なる考えを湯化龍はもっていた」。今井氏はこれを踏まえて、「これまでの中國近代教育史研究では、國民學校における讀經科を尊孔と結びつけて評價してきたが、両者は嚴密に區別する必要があるのではないだろうか。したがって教育における儒教の地位は清末のそれと比べて格段に低下したといえよう。儒教は國民性形成のために利用されただけとみることもできる」と指摘する。<sup>④</sup>

今井氏の見解のうち、孔教會と湯化龍の考えの違いについては論者も同意する。とくに、國民學校における讀經科と尊孔とを區別して検討すべきというのは極めて重要な指摘であり、本論においても袁世凱政權期の尊孔と讀經の關係を重視するものである。ただし、今井氏がこの指摘に至る過程において、湯化龍が一九一四年五月の時點で讀經科の復活をねらったとし、翌年の讀經科の復活に結びつけることに對しては、論者は同意しがたい。その理由は、近年の研究において、楚永全が湯化龍と清末民初の政局に焦點をあて、湯化龍が讀經科の設置に一貫して反對していたのに對し、袁世凱が一九一五年一月初頭に突如として讀經科の設置を要求し、教育部の反對にもかかわらず讀經科の設置が決定された、という過程を明らかにしているためである。<sup>⑤</sup>ここから、湯化龍の教育政策と袁世凱の「教育綱要」との關係は再検討する必要がある。また袁世凱政權期の「教育における儒教の地位は清末のそれと比べて格段に低下した」という評價を下すことにも慎重でなければならぬと考える。

袁世凱政權期の尊孔について言えば、清末民初の孔教運動を考察した森紀子が指摘するとおり、孔教を宗教と規定する考えは、尊孔の人々の間ですら必ずしも徹底して認識されていたわけではなかった。<sup>6)</sup> また、肖啓明が指摘するとおり、孔子を宗教の教主とみなす康有爲と孔子を模範的人物とみなす袁世凱との間には意見の相違があった。<sup>7)</sup> すなわち、當時の人々が用いた尊孔という語には、孔子の位置づけの違いによって、孔子を宗教の教主として尊崇することと、孔子を模範的人物として尊崇することという異なる意味合いが含まれていた。ここから、学校教育における讀經の實施を求める人々の間でも、孔子や經書の位置づけに對する見解の差異によって、彼らが求める讀經の内實をめぐって意見の相違があったと考えられるのである。先行研究では讀經の實施を求める人々の間での意見の相違や、その前提にある孔子や經書の位置づけに對する見解の差異については十分に考察されてこなかった。以上を踏まえて本論では、袁世凱政權期の学校教育における尊孔・讀經を求める人々の間にどのような意見の相違があったか、それらの意見や清末の学校教育における讀經のあり方と比べた場合、教育部や袁世凱の教育政策はどのような特徴を持つか、などを解明する。

第一章では、中華民國成立直後における教育部の立場と、尊孔・讀經を主張した孔教會および孔道會の中心人物の議論を考察する。第二章では、教育總長湯化龍の教育政策を確認したうえで、袁世凱の「教育綱要」に示された尊孔・讀經の方針、およびそれに對する葉德輝らの請願や教育部の對應を考察する。

## 第一章 中華民國成立直後における尊孔・讀經をめぐる議論

### 第一節 教育部の立場

本節では、中華民國成立直後の学校教育における尊孔・讀經に對する教育部の立場を、阿部洋の所論に沿って確認する。<sup>8)</sup>  
一九二二年一月、中華民國臨時政府教育總長に就任した蔡元培は、「普通教育暫行辦法通令」「普通教育暫行課程標準」

などを發布し、民國教育の基本方針を示した。具體的には小學校における讀經科を廢止するなど、教育目的・内容の面で儒教的色彩を拂拭しようとした。また、南北統一後の北京政府においても引き續き教育總長の地位に就いた蔡元培は、同年七月から八月にかけて、各省教育會の要人や教育家を北京に招集して臨時教育會議を開いた。この會議では、中華民國の教育方針である「教育宗旨」や小學校令をはじめとする各種の教育法令が検討され、學校教育における孔子や經書の位置づけについても議論された。

清朝は教育宗旨に忠君・尊孔・尙公・尙武・尙實の五項目を掲げ、讀經の授業を初等小學より實施した。これに對して、蔡元培は七月一〇日の臨時教育會議の開會式における演説で、民國の教育宗旨は軍國民教育・實利主義・公民道德・世界觀・美育の五項目を重視すべきこと、そして普通教育では讀經の授業を廢止し、高等教育では大學の經學科を廢止して文科の哲學・史學・文學それぞれに經學の内容を配置することを提案した<sup>(9)</sup>。このように、彼は自由・平等・友愛にもとづく西洋公民道德を重視し、學校教育における儒教的要素を排除しようとした。ただ、彼はこの直後に教育總長を辭任したため、會議は教育次長の范源濂が擔うこととなった。

まず、經書の位置づけについては、小・中學校における讀經科を廢止する教育部案は反對もなく會議を通過し、會議後より翌年にかけて、教育部から教育法令が次々と公布され、初等小學校（修學期間四年）・高等小學校（同三年）・中學校（同四年）・大學または専門學校（同四年）を中心とする學校系統が定められた。

次に、孔子の位置づけについては、教育宗旨と學校儀式の二點に見ることができ、教育宗旨に關する審議では尊孔に關する提案が擧がることはなく、結果として「道德教育を重視し、實利主義・軍國民主義を以てこれを補助し、さらに美感教育を以てその道德を完成する」と定められた<sup>(10)</sup>。一方、學校儀式についてはやや紛糾があつた。清朝は「各學堂管理通則」において毎月一日に孔子を拜するなどの學校儀式を定めたのに對して、教育部の原案は學校教育で孔子を拜さないことを法令化するものであつた。ただ、七月一五日に議員らが議論した結果、この案は不成立となつた。また、七月一六・

二七・二九日に學校儀式に關する規程が審議されたが、「民國記念日・地方記念日・本校記念日・孔子誕生日に祝賀式を行う」という條文が、審議の過程で「元旦・民國記念日に祝賀會を行う」とされたことに對し、一部の議員から「尊孔を失するものである」と反對の聲が擧がり、孔子誕生日をどのように扱うかをめぐって議論が紛糾した。結果、九月三日に公布された「學校儀式規程」の第一條は「元旦および民國記念日には祝賀式を、學年開始日には始業式を、學生卒業時には卒業式を、各種記念日（孔子誕生日・學校創設日など）には記念會式を行う」、第五條は「記念會式は各校の校長が定める。ただし、拜跪やその他の宗教的儀式を適用しない」と定めた。<sup>13</sup>

この後、各所から教育部へ電報が次々と寄せられたことから、教育部は臨時教育會議後、各省の都督・民政長に對して次のような電報を發した。

尊孔の問題や祭禮をいかに定めるかについては、民國の前途に關わりとところが極めて大きく、將來の正式國會の議決を待たなければ、にわかには對處できない。現在、本部は各學校で孔子誕生日に記念會式を舉行するよう定めること<sup>14</sup>で、誠意と敬意を示すものである。

このように、蔡元培が尊孔・讀經とともに否定したのに對し、臨時教育會議後の教育部の立場は、尊孔と讀經を分け、尊孔に對する肯定と小・中學校における讀經に對する否定から成り立っていた。また尊孔を肯定すると言っても、孔子誕生日の記念會式において「宗教的儀式を適用しない」と定めたように、尊孔を宗教と結びつけることには否定的であったと言えよう。

## 第二節 尊孔團體の中心人物の議論

中華民國の成立後、孔教會をはじめ尊孔を掲げる團體が各地で設立され、孔教の國教化や小・中學校における讀經の復活を求める聲が多くあがった。本節では、孔教會および孔道會の中心人物が提起した尊孔・讀經に關する議論をとりあげ、

その特徴を明らかにする。

孔教會は一九二二年一〇月、陳煥章らによって上海で成立した。民國初年における孔教會の活動については、鐙屋一や肖啓明による一聯の研究に詳しい<sup>15</sup>。孔教會は辛亥革命後の社會を、傳統的道德の失墜、社會的秩序の崩壊、國家への求心力の低下などという混沌たる状態にあるとみなしていた。このような社會の秩序を回復するため、孔教會は讀經や祭祀などの尊孔活動をおこない、孔教によって民衆を教化・統合しようとした。また、一九一三年から機關紙『孔教會雜誌』を發行し、孔教の國教化や尊孔・讀經の重要性を世に訴えた。

この時期の政界における孔子の位置づけに目を向けると、一九一三年六月に尹昌衡が臨時大總統および國務院へ打電し、いま社會の風紀が亂れているのは昨年に教育部が孔教の廢棄を主張したことによるため、今後全國の學校において孔子釋奠の禮を行い、經訓については精要なものを選んで人心を善良にすべきであると主張した<sup>16</sup>。臨時大總統の袁世凱はこれに贊意を示し、人心を正すためには孔子を尊崇すべきであるとして、孔子を「萬世の師表」すなわち中國の模範的人物と位置づけ、學校における「祀孔」（孔子を祀ること）を検討する旨の臨時大總統令を發した<sup>17</sup>。また、七月に北京で憲法起草委員會が開かれると、孔教會は孔教を國教として採用するよう請願するが、審議の結果、一〇月末に憲法草案の條文一一三條が定められ、第一九條に「國民教育は孔子の道を以て修身の大本と爲す」と定めることとなった。このように、一九一三年半ば以降、袁世凱が孔子を中國の模範的人物と位置づけて學校における祀孔を検討し、また憲法起草委員會で孔教の國教化に關する問題が審議されるのにあわせて、尊孔團體が相次いで小・中學校における讀經の復活を中央政府へ訴えた。以下、孔教會や孔道會の中心人物が提起した尊孔・讀經に關する議論を検討する。

#### 一、孔教會側の見解

まず、孔教會の中心人物の尊孔・讀經に對する見解を確認する。先行研究で明らかにされているとおり、孔教會の中心

人物である康有爲・陳煥章は尊孔・讀經をもに肯定する立場をとり、孔子の位置づけとしては、孔子を宗教の教主とみなすものであった。<sup>18)</sup> 一方、讀經については、彼らは學校教育における讀經の實施を訴えるのみで、どの學年でどの經書を読むべきかという類の議論は展開していない。その理由としては、彼らにとって經書は全て讀むのが當然で、經書を取捨選擇したり經書の本文を削ったりするなど論外だという認識があったからだと考えられる。この點については、孔教會の發起人の一人である嚴復が一九一三年に行つた演説を分析する。<sup>19)</sup>

嚴復は學校教育における讀經に反對する者が、經書の内容が難解であること、經書の分量が多いこと、經書の主旨が時世に合わないこと、という三點の理由を擧げるのに對して反駁し、讀經の重要性を主張する。彼は上記三點のうち第二點に對しては、意見に一理あるとしつつも、「分量の多さを理由として、經書を全て廢したり、あるいはみだりに削除して私見をはさんだりして、これによつて古の聖人の素晴らしい教えが減んでしまうようなことをしてはならない」として、「四書五經は字數に限りがあるから、もし設置した課程を小・中・大學のなかに割り振るならば、中等の人材の子弟はこれによつて苦しむことはない」と説く。このように、嚴復は學校の教育課程のなかに讀經科を設け、小・中・大學の間に四書五經をすべて讀むことを主張している。

經書の教授法については、嚴復は同演説において次のように言う。彼は先述の第一點に對して、兒童には早い時期から暗記させ、成長してから徐々に理解すればよいとする一方、經書のなかには「講釋できる部分もあるため、教育に長けた者が斟酌すれば、兒童の知能を害するには至らない」とする。前稿で指摘したように、清末の學校教育においては、暗記主義を戒め、講釋を重視していた。嚴復は傳統的な暗記主義を主張するとともに、兒童の知能に配慮して講釋も併用すべきだと説いていることが分かる。

學校教育のどの學年でどの經書を読むべきかという問題については、先述のとおり康有爲・陳煥章・嚴復らはいずれも言及していない。そこで、彼らの見解に近いと思われる論説として、『孔教會雜誌』に掲載された「孔教救亡論」を取



り上げたい。<sup>20</sup> 同誌記者の解題によると、本論説は湖南省の新聞『長沙日報』からの轉載で、孔教會湖南支部より郵送されたという。『孔教會雜誌』記者は解題で本論説を絶賛している。本論説の概略は次のとおりである。

我が國の歴史を見ると、孔子が我が國の教主であることは疑いない。いま孔教が提唱されていないため、國家・社會の各方面で腐敗した現象が起こっている。このような亡國を招く狀況を挽回するための道は、孔教を盛んにすることである。今日において、政府の責任は孔教を國教と定めることである。孔教を國教と定めるうえでは二つの方法があり、一つは學校で祀孔すること、もう一つは學校で讀經することである。西洋では毎日授業前に祈禱して神を贊美する歌を歌い、毎週に宗教史や聖書を講じる。これと同様に、我が國でも毎週二時間讀經し、初等小學校は國民教育であるから『論語』を讀むのがよい。

以上、本論説が孔教の國教化を求め、孔子を宗教の教主とみなす點は孔教會の見解と同様である。讀經については、孔教の國教化に際しては祀孔と讀經が欠かせないという認識のもと、學校の教育課程における讀經科の設置を正當化するために西洋の宗教の授業を例に擧げていること、そして學齡兒童がまず讀むべきは『論語』として注目に値する。従來の經書の學習順序については前稿で觸れたとおり、朱熹が定めた學習順では四書を『大學』『論語』『孟子』『中庸』の順に讀み、後の時代には四書の前に『小學』『孝經』を讀むこともあった。また、清末の「奏定學堂章程」では初等小學から『孝經』『論語』を學び、その後には『大學』『中庸』『孟子』へと進んだ。これに對して本論説では、尊孔を國民教育の要と位置づけ、國民教育にあたる初等小學で『論語』を讀むべきとしている。『孝經』はその内容から、家庭教育で學ぶべきとみなしたのであろう。

## 二、孔道會の王錫蕃の請願

孔教の國教化に關する問題が審議された一九一三年半ば以降、孔教會と同じ尊孔團體である孔社・大成社・孔道會など

が小・中學校における讀經の實施を中央政府に請願した。このうち孔社・大成社の請願については、これを退ける教育部の回答からその内容を斷片的にはうかがうことができるものの、兩團體が讀經について具體的によどのような提案をしたかということまでは判然としない。一方、『孔教會雜誌』には、山東で設立された孔道會の中心人物である王錫蕃が一九一四年一月八日附で大總統に上呈した、小・中學校における讀經の實施を求める請願が掲載されている。結論を先取りすると、王錫蕃の見解は孔教會のそれとは異なるものであり、尊孔團體の間における意見の相違として極めて興味深い。

王錫蕃の請願は、人々の道徳を養成しなければ共和の精神がなくなってしまうため、各學校で讀經の時間を増やして正しい教えを保存しなければならないと言う。そして、經書は分量が多く内容も難解であるため小・中學校にふさわしくないという意見に對しては、「まさに斟酌して融通をきかせ、方法を定めるべきであり、小さな障害のために大事なことをやめるべきではない」として、次のように提案する。

清朝の學堂章程では、小學堂で『孝經』『論語』『孟子』を、中學堂で『大學』『中庸』『禮記』『春秋左氏傳』を、大學堂で『儀禮』『周禮』『書經』『易經』『春秋』を讀むこととした。この規定は大いに工夫をこらしたものであるが、ついに善を盡くすことができなかつた。愚考するに、まさに講釋を重視して大義を明らかにすべきであり、ただ暗誦のみを強制して知能を消耗すべきではない。なおかつ經籍は幅廣く、講授には日時をひどく費やし、さらに古今で内容のよし悪しがある。このため、もし今日の時世に適さないものがあるというならば、四書と『詩經』『書經』『周禮』および『易經』の傳などは文章の意味が比較的分かりやすいため、授業時間を増やし、學生に命じて暗誦させることで正しい學問の基礎をうち立てるべきである。あわせて國內の名儒を招聘して内容を増減させ、人道に必要で一日と離れられない部分を選んで各學年の教科書を編纂し、學習に備える。『易經』の彖辭や『儀禮』と『春秋』の經文は要點を抜き出して教材を作成することで、教授に便利なようにする。

このように、王錫蕃は小・中學校において讀むべき經書を具體的に選定した。續けて彼は、讀經實施の前提として、孔

子の位置づけについて次のように言う。

「學校で經書を講釋すると、各宗教の紛争を引き起こす恐れがある」と言う人がいるかもしれないが、それは正しくない。伏羲・神農から周公・孔子に至るまで、みな單なる宗教家ではない。孔子の偉大さは單なる宗教で覆い盡くせるものではないため、必ずや宗教論争を引き起こすという誤りには至らない。學校内での讀經・講經に至っては、教育のなかで自由にしてよいことであり、宗教とは無關係なのであるから、どうして心配すべき紛争があろうか。

實のところ、王錫蕃が一九一二年に孔道會を發起して中央政府に登録を申請した際には、孔子を宗教家と位置づけていた。このため、宗教團體を管理する内務部は、臨時約法に記載された信教の自由を理由として登録を許可する一方、孔子の教義を宗教とみなすことを批判し、孔道會の規約を訂正するよう求めている。<sup>(23)</sup>ところが、このたびの王錫蕃の請願では、一九一三年の臨時大總統令を支持して孔子を「萬世の師表」すなわち中國の模範的人物と位置づけることで、讀經は學校教育で行っても問題ないとした。王錫蕃が孔子の位置づけを轉換させた時期およびその理由は不明であるが、王錫蕃は孔教會のように孔子の教義を宗教とはみなさず、袁世凱の見解を支持することで、讀經の實施を正當化しているのである。

以上、讀經に關する王錫蕃の請願で注目すべきは次の三點である。第一點は、教授法において、暗記主義による兒童への負擔を避け、講釋を重視していることである。この點は孔教會側の嚴復の議論とも共通するところである。第二點は、小・中學校で讀むべき經書を選定する際、内容が時世に適しているか、文章が分かりやすいかなどを基準としていることである。第三點は、小・中學校で讀むべき讀むべき經書において、清末の學校の教育課程を參照しつつも、これを單純に復活させようとしているわけではないことである。前稿で觸れたように、「奏定學堂章程」は一九〇四年に公布され、一九一〇年に小學堂章程が、一九一一年に中學堂章程が改訂された。これらは小・中學堂の讀經科・講經科で讀むべき經書を次のとおりと定めている。

一九〇四年

初等小學堂Ⅱ『孝經』『論語』『大學』『中庸』『孟子』『禮記』節本

高等小學堂Ⅱ『詩經』『書經』『易經』『儀禮』節本

中學堂Ⅱ『春秋左氏傳』『周禮』節本

一九一〇年（中學堂は一九一一年）

初等小學堂Ⅱ『孝經』『論語』

高等小學堂Ⅱ『大學』『中庸』『孟子』『詩經』『禮記』節本

中學堂Ⅱ『春秋左氏傳』節本『書經』『易經』

王錫蕃が清末の學堂章程の規定として挙げた内容がこれと異なる理由は定かではないが、ここでは彼が清末の教育課程を肯定的に評價し、提案の論據にしていることに注目したい。その一方で、彼は、小・中學校で讀むべき經書は四書と『詩經』『書經』『周禮』および『易經』の傳としたうえで、『易經』の彖辭や『儀禮』と『春秋』の經文を抜粹した教科書を作成することまでも提案していることに注意しなければならない。選定された經書や教科書編纂の提案という點で、王錫蕃の請願の内容は清末の規定とは異なる獨自のものと考えられよう。

王錫蕃の請願のうち、とくに經文を抜粹して教科書を作成するという經書の扱い方は孔教會側のそれとは大きく異なっていた。孔教會側にとって、經書は任意に削除・抜粹してよいものではなく、全文を讀むべきものであった。このため、『孔教會雜誌』の記者はこの王錫蕃の請願の末尾に次のとおり按語を附し、疑義を呈している。

學校における讀經は天下が切望するものであるが、もし聖經に削除・抜粹を加えてから學習させるというのでは、孔子や經書を尊崇するという意義はどこにあるか。天下の志ある者とともにこれを討議したい。孔子が再び世に生まれない限りは、削除したり贊語をつけたりすることを今日に決して行つてはならない。

以上、孔道會の中心人物である王錫蕃の請願を分析した。孔教會と孔道會はともに尊孔團體ではあったが、兩團體の中

心人物の間での孔子や經書の位置づけは異なっていた。孔教會は孔子を宗教の教主と位置づけ、經書は全て讀むべきものという前提のもとで讀經の實施を求めたのに對し、孔道會の中心人物である王錫蕃は孔子を中國の模範的人物として位置づけたうえで、讀經の實施を求めるにあたって小・中學校で讀むべき經書を獨自に選定し、あわせて經文を抜粹した教科書を編纂するよう提案した。また、王錫蕃は教授法においては講釋を重視し、經書を選定する際には兒童の知能や時世との適合性に配慮した。このように、王錫蕃の請願は單なる「復古」ではなく、傳統的な儒教教育を近代的な學校教育のなかに組み入れようとする試みの一つとみなすことができよう。

## 第二章 袁世凱の「教育綱要」をめぐる議論

### 第一節 湯化龍の教育政策

尊孔團體の請願に對し、一九一三年以降における教育部の立場は、尊孔の肯定と小・中學校における讀經の否定で一貫していた。例えば、小學校における讀經の復活を求める孔社の請願に對しては、經文のうち兒童に理解させられるものを抜粹して修身教科書に入れるのであるから、讀經という名目は無くとも讀經の實質は失わないとして請願を却下した。また、教育部は舊曆八月二八日の孔子誕生日を聖節と定め、各學校はその日を休日として校内で儀式を行うべきことを各省の都督・民政長に通電した。<sup>(26)</sup>ただし、讀經復活の請願の背景にある社會的秩序の混亂、そして學校教育の機能不全という根本的問題への解決策を、教育部は打ち出せているわけではなかった。

正式な大總統に就任した袁世凱のもと、一九一四年五月一日に「中華民國約法」が公布された。この約法には國家や學校教育における孔子の位置づけについては何も記されなかった。この後、果たして孔子や經書はどのように扱われたか。これを考察するうえで重要な人物が、一九一四年五月より教育總長をつとめた湯化龍である。

湯化龍は清末の立憲派で、中華民國の成立後は進歩黨の理事として袁世凱に協力し、徐世昌内閣が成立すると、一九一四年五月に教育總長に就任した。彼が國民教育を重視し、儒教精神を國民道德の根本に据えようとしたことや、後に袁世凱と對立して教育總長を辭任し、袁世凱の帝制運動に反對したことなどはよく知られている。また、本論の「はじめに」で觸れたとおり、湯化龍が讀經科の設置に一貫して反對していたのに對し、袁世凱が一九一五年一月初頭に突如として讀經科の設置を要求し、教育部の反對にもかかわらず讀經科の設置が決定された、という過程を楚永全が明らかにしている。<sup>27)</sup>

以下、楚氏の所論に沿って湯化龍の尊孔・讀經に關する教育政策を確認し、それが袁世凱の方針と對立する過程を追う。

湯化龍は一九一四年五月の上呈において、孔教の國教化にも讀經科の設置にも反對し、孔子をあくまで國民の模範的人物と定めたくえで、修身科・國文科の教科書に經書の内容を採り入れ、その内容は孔子の言葉を主とするよう提案した。<sup>28)</sup>

この提案が袁世凱の贊同を得て、翌月に教育部は各書坊（書籍を出版・販賣する店）や教員に對して上記の方針を實施する旨の命令を發した。<sup>29)</sup> この後、江蘇巡按使から教科書の編纂方針について提案がなされたのに對して、湯化龍は「小・中學校の教育の見地からは、國民道德を重んじ、このため經書においては形式を略して精神を取り、あわせて本國の模範的人物を基準とするのである。國粹保存・國學發揚の見地からは、經書は奥深い學問分野とし、系統ある研究を成さしめざるを得ない」と回答している。<sup>30)</sup> このように湯化龍は、蔡元培が主張する西洋の公民道德とは異なり、中國の國民道德を重んじ、孔子をその模範的人物と定めた。そして、従来の教育部の方針と同様、孔教の國教化や小・中學校における讀經を否定し、經書は高等教育で研究すればよいとした。國民道德を注入する手段としては、修身科・國文科の教科書に經書の内容、とくに孔子の言葉を採用し、これを學生に學ばせようとしたのである。

袁世凱は一九一四年九月二五日、政治會議の議決に従って九月二八日に祀孔典禮を實施する旨の大總統告令を發した。<sup>31)</sup> この命令は「中國數千年來、立國の根本は道德にある」とはじまり、「中國は聖道にしたがつて自ずから家を齊え國を治め天下を平らかにするうえで、修身に基かないものはない」と、孔子の道德を重視することを示した。その後、參政院は、

忠・孝・節・義を中華民族の特性とし、これを立國の精神とするのがよいという建議案および六條目の方針を袁世凱に上呈した。袁世凱はこれに贊意を示し、一月三日附で内務部・教育部に對して、參政院の六條目の方針に從つて實施することや、各省へ通達して參政院の建議案を民衆に傳えて諭し、その建議案を各學校の講堂に掲げさせたり各教科書の冒頭に掲載させたりすることなどを命令した。<sup>32)</sup> 楚氏が明らかにしたとおり、湯化龍の方針と袁世凱とのそれとの間で對立が生じるのはここからである。

湯化龍は袁世凱の主旨に敬意を示し、まず、參政院の建議案はすでに教育部より各省に通達して處理済みであると述べる。次に、六條目の方針については、湯化龍は教育部職員と討論したうえで、「教科書に經訓を採用することは教育部がすでに何度も通達し、近ごろの書籍の審査もこれを基準としている」と、従來の方針どおりに進める旨を述べた。ところが、これに對して袁世凱は、提案された實施方法は妥當であり、教科書の編纂は重要であるため教育部がすみやかに實施すべきである、と贊意を示す一方、「ただ初等小學では『孟子』、高等小學では『論語』を科目に加え、學習に役立たせることによつて趨勢を正すこと」と命令した。<sup>33)</sup> このため、教育部は袁世凱に對して讀經科設置の非を説いたが、受け入れられなかった。<sup>34)</sup> この後、袁世凱は一九一五年一月二日に「教育綱要」を公布して教育改革の全體像を示し、そのなかに小・中學校における讀經科の設置を明記したのである。教育部では讀經の問題が討論されたが、すでに大總統が公布したために變更できず、經訓を採用して教科書を編纂することが實行できないのみならず、讀む經書もまた全て原文のとおりとし、意のままに削除や省略することはできない、ということであった。<sup>35)</sup> 直後、湯化龍は教育總長の辭職を願ひ出たが、二月六日に袁世凱に慰留され、<sup>36)</sup> 八月まで教育總長を續けている。

以上、楚氏の所論に沿つて、湯化龍の尊孔・讀經に關する教育政策を確認し、それが袁世凱の方針と對立する過程を追った。ここで、湯化龍と袁世凱をとりまく當時の輿論の一端を把握するため、參政院の參政であつた嚴復と梁啓超らの動向を検討する。

まず、參政院において忠・孝・節・義を中華民國の立國精神とすべきことを提案したのは、參政の嚴復であった。彼は一九一四年一〇月二七日に開會された參政院において「導揚中華民國立國精神建議案」の要旨を説明し、同案は全體の贊成によって可決された。<sup>37)</sup>先述のとおり、彼は孔教會の發起人の一人で、當時の道德的秩序の混亂を憂慮して尊孔・讀經を主張していた。このたびの建議案の主旨は中華民國の立國精神を定めることによって道德的秩序を構築することであったが、その内容で注意すべきは、尊孔・讀經のいずれにも言及していないことである。嚴復が提案した六條目の方針のうち學校教育に關するものは第一條で、その内容は、「群經にある聖哲の訓戒を擧げ、史書や傳記に記載されている忠・孝・節・義の出來事を探り、外國の著名人の言行を選別して翻譯し、それによって合群・愛國の觀念を喚起するものを師範學校および小學校の教科書に組み入れることで、講授や朗讀、傳習の道具とする」というものである。<sup>38)</sup>このように、嚴復の建議案は讀經の實施を掲げたのではなく、このため湯化龍の教育政策とも決して對立するものではなかったと見てよからう。

次に、嚴復と同じく參政院の參政であった梁啓超の動向を検討する。梁啓超は清末から民國初期にかけて湯化龍と政治路線を同じくし、一九一三年五月に進歩黨が成立すると兩者ともに理事をつとめ、袁世凱と聯携した。<sup>39)</sup>孔子をめぐる梁啓超の議論については高柳信夫の研究に詳しいため、以下、これに沿って述べる。<sup>40)</sup>

梁啓超は辛亥革命後の中國社會における價值觀の混亂狀態を背景として、自らが刊行した雑誌『庸言』（一九二二年一月創刊）および『大中華』（一九一五年一月創刊）において、中國の「國性」すなわち國独自の性質を大きな關心事としていた。また、彼は孔教會の會員で、一九一三年八月の國會への孔教國教化を求める請願書にも名を連ねるなど、孔教會の活動にも関わっていた。ただ、一九一五年以降は、孔子を宗教の教主とみなす康有爲らの主張とは異なり、梁啓超は孔子を「國性」の象徴として提示していた。彼は一九一五年初頭の論説において、「中國文明は實に孔子をもつて代表とすると言ふべき」で、「今後の社會教育の方針は必ず孔子の教義を中核とするべき」だとする。そして、孔子の言葉を、①「性」



や「天道」に關する「哲學」的部分、②「治國平天下」に關する「政治學・社會學」的部分、③「各人の立身處世の道」に關する「倫理學・道德學・教育學」的部分の三種類に分け、このなかで「今日、孔子に則つて國民教育に従事する者」は①・②は暫く置き去るべきで、孔子の教義の最も重要な役割は人格を養成することであり、③こそ孔子の教義で明らかすべきだと主張した。<sup>(41)</sup>このように、梁啓超は孔子を中國文明の代表者とみなし、湯化龍と同様に、教育においては孔子の教義を中核にしなければならぬと考えた。そして、孔子の教義のうち今日重視すべきものを「各人の立身處世の道」に限定したのである。

また、梁啓超自身は讀經については論じていないが、『大中華』では吳貫因が先述の梁啓超と同様の觀點から、尊孔と讀經について議論を展開して次のように言う。尊孔はまことに時世の弊害を救う良策であり、國民の品格を培養するうえで師表とするべき人物は、古今を通觀しても孔子の右に出る者はいない。このため尊孔をもって民徳を磨く礎とすることは實に我が國の國情に適合している。ただ、讀經と尊孔はそれぞれ別の問題であり、「尊孔するならば必ず讀經し、讀經しないならば尊孔ではない」ということではない。今日における經書はただこれを利用して古學を研究できるだけであつて、専門學校や大學の文科學生にとつては確かに必讀書であるが、一般學生にとつては必讀書ではない。尊孔と讀經は全く關係がなく、國民の品格を培養しようとするならば、一般學生に必ず祀孔させるべきであつて、讀經させる必要はない。<sup>(42)</sup>このように、吳貫因は孔子を國民の品格を培養するうえでの師表とみなし、尊孔を重視した。ただ、尊孔と讀經は無關係であり、一般學生が讀經をする必要はないと考えた。また、吳貫因は經書について次のように言う。經書の一部は確かに學齡兒童に讀ませるべきである。しかし、字數に限りがあり、學校にはすでに修身教科書と國文教科書があるのだから、使用に適するものを選んで學校教科書に組み入れれば十分である、と。<sup>(43)</sup>ここから、吳貫因は修身・國文教科書に經訓を採用するという湯化龍の方針に賛成であつたことが分かる。

以上のように、嚴復の建議案は湯化龍の教育方針と決して對立するものではなく、また湯化龍と近しい梁啓超や吳貫因

の尊孔・讀經に關する認識は、湯化龍のそれと同様であつたと考えられる。このような狀況下において、袁世凱は湯化龍の方針を否定して讀經科の設置を命じたのである。

## 第二節 袁世凱の「教育綱要」に示された尊孔・讀經の方針

本節では、袁世凱の「教育綱要」に示された尊孔・讀經の方針を検討し、とくに讀經の方針が中國教育史上においていかなる特徴を持つかを明らかにする。

「教育綱要」は極めて著名な史料であり、多くの先行研究においてすでに検討対象となつてゐる。「教育綱要」の全體像は世良正浩が整理してゐるのでこれに従うと、<sup>(44)</sup>教育改革の課題が六分野二七項目に分かれ、總綱（五項目）・教育要言（六項目）・教科書（三項目）・建設（九項目）・學位獎勵（二項目）、社會教育（二項目）の順に列擧されてゐる。「教育綱要」の内容は多方面にわたるが、世良氏が指摘するとおり、その核心は義務教育の實施に向けた教育改革の指示にあつたと考えられる。

ただ、實のところ、「教育綱要」がどのような過程を経て成立したかという點について、先行研究では言及されていない。本論でもこの點に十分には答へることはできないが、これを検討するうえで注目すべきは、一九一五年二月四日に國務卿の徐世昌から教育總長に對して發された文書である。この文書では、大總統が下した「教育綱要」は「大總統が定めた主旨と教育部の呈摺を相互に参照して編集したうえで成立した」ものであるため、教育部は「教育綱要」に即して計劃を定め運営せよ、とする。<sup>(45)</sup>ここから、「教育綱要」は袁世凱と教育部の兩方の意向が盛り込まれたものであることがうかがえる。

それでは、教育部の意向とはどのようなものであつたか。これを知る鍵となるのが、教育部が一九一四年二月一日附で提示した教育整理方案の草案である。<sup>(46)</sup>この草案は冒頭に、從來の官治的・形式的・枝葉末節的な教育を改め、自治

的・精神的・全體的な教育を重視するという主旨を掲げた後、三〇項目の整理方案を列擧する。この教育部の草案と「教育綱要」とを比較すると、湯化龍と袁世凱の方針の差異がより明確になる。紙幅の都合上、全項目の詳細な比較検討は避けざるを得ないが、全體について言えば、教育部の草案のうち、義務教育の實施（第一・二・三項）、教科書の國定制・審査制の併用（第二三項）、私塾の獎勵主義（第一四項）、社會教育（第二九・三〇項）などは「教育綱要」におおむね採用されている。その一方で、兩者で大きく異なるものも複数見られ、その一つがまさしく讀經に關する方針である。

教育部の草案では、「小・中學校の修身・國文の教科書には經訓を採用することで、固有の道德を保存する」（第五項）、「各學校は訓育を重視して、孔子を模範的人物とすべきであり、知識だけに偏重してはならない」（第六項）とされ、尊孔・讀經に關する湯化龍の方針が踏襲されている。また、高等教育については、次のように言う。

ヨーロッパの大學では、神學ですら獨立した學科として列せられている。まして我が國の經學は深奥で、燦然と輝いているのだからなおさらではないか。このため、大學院の中に經學院を増設し、經學に通じた學者を招聘して六藝を顯彰することを計劃している。小・中學校では實踐を重視して日用の知能を養成し、大學では研究を重視して高尚な學理を明らかにする。これがいわゆる「兩立して矛盾しない」というものである。

このように、湯化龍は従來の方針どおり、經書の研究は高等教育でおこなえばよいと考えており、そのためにヨーロッパの大學では神學が獨立した學科とされていることを例示して、大學院の中に經學院を増設することを提案している。ただ、後述のとおり、この例示が「教育綱要」では別の文脈のなかで用いられることに注意したい。

この教育部の草案に對して、「教育綱要」では尊孔・讀經についてどのような方針を示したか。「教育綱要」の教育要言・教科書・建設の各分野から尊孔・讀經に關する内容をとりあげ、これを前稿および前章で検討した内容と比較することで、その特徴を明らかにしたい。

「教育綱要」教育要言の第一項は、「各學校は古の聖賢を信奉して模範とし、尊孔によつてその基礎を正し、尙孟によつ

て實用に役立てるべきこと」として、尊孔とあわせて「尙孟」すなわち孟子に對する尊崇を掲げている。この項の説明は次のとおりである。

學校で聖賢を信奉することは、宗教的信仰とするのではなく、まことに模範の最高基準とするのである。孔子は道が大きく、包含しないところはない。孟子が冒頭で義と利の辨別を主張する〔引用者注―『孟子』梁惠王〕のは、戦國の時代に人々が利を競っていたため、繰り返し義を主張することで彼らを正そうとしたのであり、まさに人々が、權利があるのを知って義務や責任があるの知らないことと軌を一にしている。よって、尊孔するとともに尙孟すべきであるのは、時代の風潮が古代と現代とで似通っているからである。『孟子』を読むことは、實に學生にとつて實例に基づく訓戒となるものであり、單に道統に關係するというだけにとどまらない。そのうえ、孔子・孟子は道德が亂れたはてにあつて、堂々と仁義を主張し、何度挫折しても屈せず、利己の思いを全く持たなかつた。その愛國の熱誠はまことに萬世に傳へ示すべきである。學校の生徒はまさにこの信奉の主旨を知るべきである。

ここでは孔子の位置づけについて、孔子を宗教の教主として信仰する孔教會の見解を否定し、中國の模範的人物とみなす湯化龍の見解と同じであることを示している。そして、秩序が混亂している現状を批判し、時世に適合するものとして孔子と孟子をあわせて尊崇すべきだと述べる。

さらに、「教育綱要」では、孟子の實用・實踐につらなるものとして、「陸王の學」すなわち宋の陸九淵（號は象山）と明の王守仁（號は陽明）の學問が顯彰されていることにも注意したい。「教育綱要」教育要言の第二項は「小・中學教員は性理を研究し、陸王の學を貴び、實踐によつて生徒を導くこと。教科書は學案を採用することによつて、尊孔・尙孟の淵源を明らかにすること」とあり、説明は次のとおりである。

尊孔・尙孟の歴史を明らかにしようとすれば、道統の源流を知らないわけにいかない。『宋元學案』『明儒學案』などは、師傳の系統、學說の異同について述べるところが大變詳しい。そのなかで學派が枝分かれしたが、今の時世に適

用できるものを求めると、宋の陸象山、明の王陽明の兩先生にかなうものはない。彼らの學問は孟子に近く、力行致知の説を主張し、實用に努めた。現在の學生は義理の辨別が明らかではないこと、世のひそかに憂えるところであり、まさにつとめて陸象山の學問をたつとび、奉じて模範とするべきである。王陽明がもつぱら致良知を主とし、學ぶ者に獨創的な解釋を自ら求めさせ、紋切り型の常套にならないようにさせているのは、とりわけ哲學者の非凡な見解であり、その偉業の鮮やかや麗しさを見るに、學問に實用性があることを證明するに足るものである。日本は王陽明の學問が最も盛んで、東郷大將が「一生、力を王學より得る」と言ったのは、まことに虚言ではなく、王陽明の學問がたしかに尊び敬服すべき價値を有していることを見るべきである。

「教育綱要」において日本の陽明學が顯彰されている點はすでに荻生茂博が注目し、明治日本の陽明學とそれが梁啓超ら中國の知識人に與えた影響を詳しく論じている。<sup>(47)</sup>ここから、「教育綱要」の成立過程に梁啓超や彼に近い人物が關つた可能性が考えられるが、これは今後の検討課題とせざるを得ない。王守仁について言えば、清末の學校教育において、實用・實踐の象徴的人物の一人として彼の名が擧がっている。清朝は一九〇四年に公布した「奏定學堂章程」の「學務綱要」において、「理學は明らかにすべきであるが、實踐を貴び、空談を忌むべきこと」という項目を設け、「理學は中國の儒家のもつとも精緻な言論ではあるが、ただ躬行實踐を主旨とすることによって、名教の守り手とするに足る」とした。その後、清朝は一九〇六年に教育宗旨を公布し、五項目の一つとして尙實すなわち學問における實用の重視を掲げた。その解説のなかで、躬行實踐によって功績を擧げ、後進の手本とするに足る「歴代の理學の名臣」の例として、「宋の胡瑗、明の王守仁、本朝の湯斌・曾國藩」を擧げている。<sup>(48)</sup>

袁世凱は「教育綱要」の公布直前、一九一五年一月一日附で大總統申令を發し、國民教育の普及を重視して忠・孝・節・義の道德を提唱した。そのなかで彼は「陽明〔王守仁〕・夏峯〔孫奇逢〕・習齋〔顏元〕・剛主〔李塏〕」を擧げ、中華民國の士民はまさに彼らの「身體力行にならう」べきだと述べている。<sup>(49)</sup>そして、袁世凱が初等小學で『孟子』を科目に加

えるよう教育部に命令したことは先述のとおりであるが、「教育綱要」においては教育要言の第一項で孟子が實用・實踐の象徴として尊崇され、これにつらなるものとして、同第二項で陸九淵・王守仁の學問が顯彰されているのである。以上のように、清末の學校教育においても實用・實踐が重視され、その象徴の一人として王守仁の名が擧がっていた。これに對して、「教育綱要」が孔子とあわせて孟子も尊崇の對象としていることは、清末とは異なる點といえよう。

このような尊孔・尙孟の竝稱と關聯して、「教育綱要」に示された讀經の方針においても清末とは異なる點があらわれている。それが經書の學習順序における『孟子』の優先である。「教育綱要」教科書の第二項は「小・中學校はみな讀經科を加える」とあり、讀むべき經書については、初等小學校では『孟子』、高等小學校では『論語』、中學校では『禮記』および『春秋左氏傳』の抜粹で、うち『禮記』の曲禮・少儀・大學・中庸・儒行・禮運・檀弓の諸篇は必ず讀むことと定めた。この項の小學校に關する説明では、まず、讀經科と修身科および『論語』と『孟子』の關係については次のように言う。

小學校の教育課程には以前から修身科があり、これによつて德行を教えている。ただ教授や訓練の時間が限られ、教科書に項目を多くは盛り込めないため、實際は德育の効果を收めることができている。『論語』『孟子』は家庭・社會・國家における道德や行爲に關して具備しないものはない。そのため、國民學校で修身科のほか、別に讀經科を設けてその不足を補うのである。ただ、經書の内容は奥深く、『論語』は『孟子』と比べて文章の筋道が難解であり、初等小學校の學生が七・八歳の時點では極めて理解しがたいため、第三・四學年で『孟子』を講讀すべきである。

ここでは、修身科・國文科で德育を行おうとする湯化龍の方針を否定する。そして、時世との適合性や兒童の知能への配慮は、前章で検討した王錫蕃の請願でも重視されていたが、「教育綱要」はそれらを理由として『論語』よりも先に『孟子』を讀むことと定めているのである。

なお、「教育綱要」における各種の見解の使い分けに言及すると、讀經科を設けるべき理由について、同項目の中學校

に關する説明で次のように言う。

小・中學校における讀經は、今日の新舊學者が長らく主張してきた争點であつた。兒童の心理や教材の配列、道德の實用といった點から論じると、經書は原本を一言一句すべて讀むことができない理由が確かにあるが、道德教育のため、そして民族の立國精神を保存するために考えると、經書は讀むべき理由もまたある。現在、經書を削除したり編纂したりできないため、外國の宗教科の方法にならつて獨立した科目とするのである。

この部分では、ヨーロッパの大學で神學が獨立した學科とされているという例が、教育部の草案では高等教育で經學院を増設する理由として用いられたのに對し、「教育綱要」では小・中學校で讀經科を設ける理由として用いられている。また、經書を削除したり編纂したりできないというのは、先に見た孔教會の見解と同様であり、この論法によつて、修身科・國文科の教科書に經書の内容を採用するという湯化龍の方針を否定している。このように、「教育綱要」は場面によつて湯化龍、孔教會、王錫蕃などの見解を都合よく使い分けて正當化を圖つているのである。

「教育綱要」が定める四書の學習順序は、『孟子』『論語』『大學』『中庸』の順となる。また、「教育綱要」教科書の第三項は、小・中學校の國文科で「書經」を抜粹して讀むこと」と定めていることから、小・中學校で讀むべき經書は四書と『禮記』『春秋左氏傳』『書經』の抜粹となる。前稿で觸れたとおり、四書を重視した朱熹が定めた學習順序は『大學』『論語』『孟子』『中庸』の順であり、清末の規定では『論語』『大學』『中庸』『孟子』の順であつた。前章で検討した論說「孔教救亡論」でも、西洋の宗教の授業にならう點は「教育綱要」と同様ではあるが、尊孔の觀點から四書で最初に讀むべきは『論語』であつた。ここから、四書のなかで『論語』よりも先に『孟子』を讀むという「教育綱要」の學習順序が從來にない獨特なものであることは明らかである。また、五經のなかで選定されたものは、前章で考察した清末の規定とも王錫蕃の請願とも異なるものである。

このほか、讀經に關する點についていくつか言及すると、まず授業時間數については、教科書第二項の小學校に關する

説明では「各學校は讀經を口實にして各科目の授業時間を著しく削つてはならない。現在、小學校は授業時間が少ないため、すこぶる社會の信用を失っている。讀經科を加えるのであるから、他の科目の時間を少し減らして、別に讀經の時間を増やすべきである」とする。次に、教授法については、同項の中學校に關する説明に、「經書の講授の方法もまた外國における宗教の教授方法を参考にして、解釋に幅を持たせることで、現在の事實と衝突が生じないようにすることを期待する」とあり、ここでも外國の宗教の授業の例が参照されていることが確認できる。また、高等教育については、「教育綱要」建設の第四項には「經學院は大學の外に獨立して建設し、經書によつて學科を分けるべきである」とあり、次のように解説する。

經學は各種の科學とは異なり、教授法もまた異なる。もし大學の文科のなかに一類を増設すると、管理や教授が各科の大學と足並みを揃えて進めがたい。このため、經學院は必ず獨立して建設し、經義を明らかにして國學を發揚することを主とし、經書の種類に照らして學科を分けなければならない。

ここでも、大學院の中に經學院を増設するという教育部の草案を否定している。また、同じく「教育綱要」建設の第六項には「國立大學の文科は、中國の文學・哲學・史學の研究を重視すべきである」、同第七項には「各省各所に經學會を設立して經學を研究する場とすることを提唱する。あわせて小・中學校の經學教員を養成し、經學院へ進學する準備となることを期待する」とした。

以上、袁世凱の「教育綱要」に示された尊孔・讀經の方針を分析した。讀經の方針は、小・中學校における讀經の復活という點では、先行研究が指摘するとおり「復古」的ではあつた。ただ、尊孔と尙孟を並稱し、『孟子』を『論語』よりも先に讀むという經書の學習順序に象徴されるとおり、その尊孔・讀經の内實は清末への單純な回歸ではなく、また讀經に關する尊孔團體の主張を全面的に受け入れてはいるわけでもなかつた。この點において、「教育綱要」に示された尊孔・讀經の方針は中國教育史上において獨特なものとして位置づけることができよう。



### 第三節 葉德輝らの請願と教育部の對應

本節では、「教育綱要」に對する葉德輝らの請願および教育部の對應を検討する。

「教育綱要」の公布後、教育部は義務教育の實施に向けての準備に力を入れた。一九一五年七月三十一日には「國民學校令」および「高等小學校令」を公布し、教育課程に讀經科を設けることを定めた。<sup>(50)</sup>ただ、どの學年でどの經書を何時間讀むか、どのように兒童へ教授するか、などの讀經科の具體的な内容は、「國民學校令」および「高等小學校令」の施行細則において定めることとなり、その制定・公布を待たねばならなかった。

この時期、一九一五年八月には北京で袁世凱の帝制を支持する籌安會が成立するなど、袁世凱の帝制運動が進行していた。ここにおいて、湯化龍は八月末に辭表を提出し、梁啓超とともに反帝制運動を展開する。一〇月五日、湯化龍に代わって張一麀が教育總長に就任した。一二月一二日、袁世凱は帝位につき、元號を「洪憲」と定めた。このような状況下で、一九一五年末に讀經科に關する請願が地方教育界から中央政府に寄せられた。<sup>(51)</sup>請願者は湖南省教育會會長の葉德輝および副會長の蔡湘・陳建中である。

葉德輝は湖南のいわゆる保守的郷紳として著名な人物である。清末の變法運動期には反變法の言論を展開し、中華民國の成立後、一九一五年八月には籌安會の湖南分會會長に就任した。九月、湖南省教育會の職員選舉が實施されると、葉德輝が會長に、蔡湘・陳建中が副會長に當選した。そして一〇月には葉德輝が國民代表大會の代表の一人に選出され、君主立憲に贊成した。一九一五年のいわゆる國體問題の時期における葉德輝の動向については、堤茂樹が詳しく論じている。<sup>(52)</sup>堤氏は讀經科に關する葉德輝らの請願の内容を検討し、讀經の必要性が帝制の問題と關聯して捉えられていること、政教一致的な性格を有するものであること、葉德輝の君主立憲支持の主張はあくまで君主を根幹とするものであったことを指摘しており、葉德輝の思想を理解するために大變重要である。そのうえで、本論ではさらに次の二點を分析したい。第一

點は、讀經科に關する葉德輝らの請願の内容は、これまで検討してきた他の見解と比べてどのような特徴を持つか、第二點は、教育部はどのような論法で葉德輝らの請願を却下したか、である。

葉德輝らの請願は大略次のように言う。袁世凱が「教育綱要」において、小・中學校に讀經科を加え、『論語』『孟子』を讀むと定めたのは偉大なことである。世界各國では風氣を一つにまとめるために各々の教えを尊重しないものではなく、ヨーロッパではキリストの教えが、トルコではムハンマドの教えが、日本には武士道が、ドイツでは宰相ビスマルクの鐵血主義がそれぞれ信奉されており、中國においては忠孝がそれにあたる。孔子は典章制度を祖述し、長らく萬世の師表となつて、經學を世に廣めたのであるから、現在においては人倫の模範とすることを元首に期待するものである。以上のやうに述べたやうで、葉德輝は「教育綱要」に沿つて湖南で經學會を設立して讀經のあり方を研究したとして、讀經の教授方針の制定を求めて、次のやうに提案する。

まず、讀むべき經書とその理由について、初等小學校では『論語』『孝經』を讀ませ、暗唱しやすいものを採用する。高等小學校では『大學』『孟子』を讀ませ、文章に近いものを引用する。中學では必ず『書經』を讀ませることで、行政の大綱を理解させ、徐々に自治の能力をつけさせ、『春秋左氏傳』を讀ませることで、外交上の應對を理解させ、作文の構想力を伸ばす。次に、讀まない經書とその理由について、五經から『易經』、四書から『中庸』を省くのは、その精密さや奥深さが一生をかけなければ研究できないものだからである。三禮から『周官』『儀禮』を省き、『春秋』三傳から公羊傳・穀梁傳を省くのは、その典雅さや奥深さが初學者にとって深く研究できるものではないからである。『詩經』は自習とし、『爾雅』は博物科におく。

以上、葉德輝らの請願から、まず孔子の位置づけを確認すると、葉德輝らは一方では孔子の教えをキリストやムハンマドのそれと同列に並べ、一方では孔子を萬世の師表とみなし、人倫の模範にしようとする。ここから、葉德輝らは孔子を宗教の教主とも中國の模範的人物とも位置づけているように思われる。次に、讀經について、小・中學校で讀むべき經書

は『論語』『孝經』『大學』『孟子』『書經』『春秋左氏傳』とする。「教育綱要」と比較すると、讀經科で讀むべき經書が増加しているが、注目すべきは、初等小學校では『論語』、高等小學校では『孟子』と、讀むべき經書の順序を入れかえていることである。ここから葉德輝らは、袁世凱による讀經科の復活を褒め稱えつつも、『孟子』を先に讀むことを暗に批判し、訂正を求めていると考えられるのである。また、葉德輝らは經書の選定の理由として、初學者に對する配慮、および行政・自治・外交など内容が現代に適合していることを擧げており、これは「教育綱要」や王錫蕃の見解とも共通する。ただ、その結果、四書から『中庸』を削除したことなどは、「教育綱要」とも王錫蕃の見解とも異なる独自の改變となっているのである。以上から、葉德輝らも王錫蕃と同様、學校教育に適應した經書の學習順序を摸索していたことが讀み取れよう。

袁世凱は一月一六日附で、この案件を審議するよう教育部に命令した。教育部は、審議の結果、葉德輝らの請願を却下するよう回答し、その直後に「國民學校令施行細則」および「高等小學校令施行細則」を公布した。<sup>53</sup> 教育部は果たしてどのような論法で葉德輝らの請願を却下し、また兩施行細則は讀經科についてどのように定めたのであろうか。

教育部は、まず葉德輝らの請願の意圖は讀經を増加することであり、「教育綱要」の規定と付きあわせても明らかに擴大していると指摘する。次に小學校について、葉德輝らは國民學校において「教育綱要」に掲げる『孟子』ではなく、意味や内容がより深い『論語』に入れ替え、さらに『孝經』を加えており、これは讀むべき年數や配分を考えていないものであつて問題が多い、と批判する。さらに中學校についても、『書經』『春秋左氏傳』『大學』はみなすでに「教育綱要」に列擧されており、これらを全て讀經科に入れて授業するには具合が悪く、兒童の心理や教材の配列の面で多くの困難を引き起こすように思われる、と批判する。そして、「六經の大義とは、文章の暗誦にはなく、實踐躬行にある。そのため、小學校の修身科は實に兒童が聖人になる礎であり、いたずらに分量の多さを誇り、幅廣さを求めようとしてかえつておろそかになるようなことがあつてはならない」として、請願を却下するよう回答した。これに基き、政事堂は葉德輝らの請

願を却下している。

この教育部の回答では、「國民學校・高等小學校における讀經の項目や教授時間については、このたび施行細則を制定する際にそれぞれ定め、すでに草案を上呈して報告済みである」と表明していた。教育部が制定した「國民學校令施行細則」および「高等小學校令施行細則」は、政事堂の承認を受けて一九一六年一月八日附で公布された。<sup>54</sup> その内容は、國民學校（修學期間四年）では、第三・四學年に讀經科が週三時間、高等小學校（同三年）では第一―三學年に讀經科が週三時間設けられた。國民學校では『孟子』、高等小學校では『論語』を読み、その教則において、「讀經の要旨は『教育綱要』を遵守して、兒童に聖賢の正しい道理を薰陶させ、あわせて人民の愛國の精神を奮い起こすこと」とし、講授の際には、「つとめて端正で明快に、實用に密接させ、兒童をその繁雑さや難しさに苦しませてはならない」と定めた。

以上、葉德輝らの請願に対する回答や兩施行細則の規定からは、教育部は「教育綱要」の遵守を論據としていたことが分かる。教育總長就任直後における張一麀の施策方針の重點は教員検定や義務教育の実施などにあり、<sup>55</sup> これらはいずれも「教育綱要」に記載された方針であった。ここから、張一麀は讀經についても「教育綱要」の遵守を第一としたものと考えられるのである。

一方、兩施行細則によって新たに定められた内容には、興味深い點が二つ見られる。第一點は、講授の際の表現である。實のところ、「つとめて端正で明快に、實用に密接させ、兒童をその繁雑さや難しさに苦しませてはならない」という一文は、一九〇四年の「奏定學堂章程」に定められた小・中學堂の講經科の要點とほぼ同文である。<sup>56</sup> 清末の學校の教育課程では、經書學習の科目は讀經科・講經科に分かれ、讀經科は暗誦中心、講經科は講釋中心と定められた。教育部が清末の學校の教育課程における講經科の表現を用いたことに對して、一面においては清末への回歸という意味で「復古」的と評價することはもちろん可能である。ただ、先述のとおり、教育部は國民道德の注入をあくまで修身科に求め、兒童の理解と實踐を重視していたが、袁世凱の「教育綱要」により讀經科の設置を餘儀なくされたという経緯があった。ここから、

この表現を用いた教育部の意圖とは、科目の名稱は清末と同じ讀經科であっても、その内實は清末の講經科と同様に講釋を重視し、暗記主義を厳しく戒めるよう教員に求めることにあつたと考えられよう。

第二點は、讀經科の週授業時間數である。前稿で觸れたとおり、清末において讀經科・講經科の時間數が最も少なく設定された一九一〇年の規定では、初等小學の第三學年で週三〇時間中五時間、高等小學の第一學年で週三六時間中一一時間であつた。これに對して、兩施行細則では、國民學校の第三學年で週三一時間中三時間、高等小學校の第一學年で週三四時間（女子は週三五時間）中三時間と定めた。ここから、教育部は單に清末の學校の教育課程をそのまま踏襲したのではなく、讀經科の時間數を極力少なく設定したと言えよう。

なお、兩施行細則とも一九一六年八月一日から施行すると定められた。これは新學期からの施行を意圖してのことと考えられる。袁世凱は三月に帝制を取り消し、六月に病死する。大總統の座についた黎元洪のもと、七月に范源濂が教育總長に就任すると、彼は一〇月九日に「國民學校令」「國民學校令施行細則」「高等小學校令施行細則」を修正し、これによつて國民學校のカリキュラムから讀經が削除された。<sup>57)</sup>

## おわりに

本論は、袁世凱政權期の學校教育における尊孔や讀經をめぐる諸議論の内容、そして教育部や袁世凱の教育政策は清末の學校教育における讀經のあり方と比べた場合にどのような特徴を持つのか、などを説明することを目的とした。本論の分析を通して明らかになつたことは、孔教會・孔道會・袁世凱・葉德輝など、小・中學校における讀經の實施を求める人々の間でも、孔子や經書の位置づけはそれぞれ異なり、それによつて讀むべき經書の選定など讀經の内實についても見解の差異が生じていたということである。

孔教會の康有爲・陳煥章・嚴復らは、孔子を宗教の教主と位置づけ、經書は任意に削除・抜粹してはならず、全文を讀

むべきだとみなしていた。これに對して、孔道會の王錫蕃は孔子を中國の模範的人物とみなし、小・中學校において讀むべき經書を獨自に選定した。この點は袁世凱の「教育綱要」も葉德輝も同様であったが、それぞれが定める學習順序は異なるものであった。とくに「教育綱要」は尊孔・尙孟を掲げ、初等小學校で『論語』よりも先に『孟子』を讀むことと定めたが、これは従來にはない學習順序であった。さらに、讀經科の設置の是非、および經書の學習順序をめぐる議論においては一貫して、兒童の知能への配慮という近代的教育原理や、時世との適合性が重視されていたことにも注意したい。

このように、袁世凱政權期に彼らが小・中學校における讀經の實施を求めたことは、讀經の復活という意味では確かに「復古」ではあったが、それは清末への單純な回歸を意味するものではなかった。彼らの營みは、道德的秩序の構築という時代の要請や、兒童の知能への配慮という近代的教育原理などを背景として、傳統的な儒教教育を近代的な學校教育のなかにどのように位置づけるかを摸索したものであったと考えられよう。その結果としてこの時期には、經書の學習順序に象徴されるとおり、清末とは異なる新たな要素が現れたのである。

本論の分析においては、不十分な點が多い。まず、經書の學習順序を定める際の要因について、兒童の知能への配慮という近代的教育原理の要素を指摘したが、儒學の學派という要素も大きく關聯していると考えられる。今後、王錫蕃や葉德輝ら經書の學習順序を提案した人物の學術的背景についても検討する必要がある。次に、本論でも觸れた袁世凱の「教育綱要」の成立過程、とくに孟子の尊崇が盛り込まれる過程についても、今後検討を進めたい。最後に、一九一六年一〇月の教育總長范源濂による一聯の修正に言及すると、このとき「高等小學校令」は修正されておらず、また修正後の「高等小學校令施行細則」には讀經の主旨や『論語』を講授すること（第二條第二項）が加えられている。よって、高等小學校では讀經が廢止されていないことに注意しなければならない。袁世凱政權期以降における尊孔と讀經をめぐる問題については、稿を改めて論じたい。

## 註

- (1) 拙稿「清末の學校教育における經書學習」、古垣光一編『アジア教育史學の開拓』アジア教育史學會、二〇一二年、所收。
- (2) 鐙屋一「中國文化のレシビ——一九三五年の讀經問題」『白大學總合科學研究』三、二〇〇七年。
- (3) 多賀秋五郎『近代中國教育史資料 民國編上』日本學術振興會、一九七三年、七八～八五頁、解説一二九～一三三・一五四・一六五、李華興主編『民國教育史』上海教育出版社、一九九七年、一一八～一二四頁。
- (4) 今井航『中國近代における六・三・三制の導入過程』九州大學出版會、二〇一〇年、第一章第三節。カギカッコの部分は三七～三八頁より引用。
- (5) 楚永全『湯化龍與清末民初的政局』復旦大學歷史學系專門史博士論文、二〇一二年、第四章第三節。
- (6) 森紀子『轉換期における中國儒教運動』京都大學學術出版會、二〇〇五年、第五章。
- (7) 肖啓明「袁世凱の尊孔と康有爲の孔教」『歴史學研究』七二二、一九九九年。
- (8) 阿部洋『中國近代學校史研究』福村書店、一九九三年、第五章。
- (9) 「學部奏請宣示教育宗旨摺」、多賀秋五郎『近代中國教育史資料 清末編』日本學術振興會、一九七二年、六三四～六三五頁。
- (10) 我「臨時教育會議日記」『教育雜誌』四一六、一九一二年九月一〇日、特別記事。
- (11) 「教育宗旨」、前掲多賀『近代中國教育史資料 民國編上』四〇三頁。
- (12) 「各學堂管理通則」禮儀規條章第六、前掲多賀『近代中國教育史資料 清末編』三八一～三八二頁。
- (13) 前掲我「臨時教育會議日記」、および「學校儀式規程」、前掲多賀『近代中國教育史資料 民國編上』四〇四頁。
- (14) 「教育部致各省都督民政長電」『政府公報』一三八、一九一二年九月一五日、公電。
- (15) 鐙屋一「孔教會と孔教の國教化——民國初期の政治統合と倫理問題」『史峰』四〇、一九九〇年、および肖啓明「民國初年における孔教會の活動」『アジア文化研究』四一四、一九九七年、同「天壇憲法草案における孔教の國教化問題」『中國研究月報』五一七、一九九七年。
- (16) 「尹昌衡電請學校仍行祀孔」『教育雜誌』五一四、一九一三年七月一〇日、記事・學事一束。
- (17) 「臨時大總統令」『政府公報』四〇六、一九一三年六月二三日、命令。
- (18) 前掲肖「民國初年における孔教會の活動」、および同「袁世凱の尊孔と康有爲の孔教」。
- (19) 「讀經當積極提倡」、王棊主編『嚴復集』第二冊、中華書局、一九八六年、三二九～三三三頁。

- (20) 「孔教救亡論(節錄長沙日報)」『孔教會雜誌』一一六、一九一三年七月、論說。
- (21) 孔社については、「教育部批第七六三號 原具呈人孔社本部社長徐琪」『政府公報』四七六、一九一三年九月一日、呈批。大成社については、「國務院批第五號 原具呈人大成社代表殷炳繼等」『政府公報』六〇〇、一九一四年一月八日、呈批。
- (22) 「孔道會請准各學校讀經講經呈文(民國三年一月八號)」『孔教會雜誌』一一一、一九一三年二月、叢錄・公牘。王錫蕃、字は季樵、山東省黃縣の人。一八七六年、進士。禮部左侍郎を務めるも、一八九九年に免官。一九一三年に山東で孔道會を結成し、その中心人物となる。
- (23) 「内務部批國務院交孔道會代表王錫蕃等請立案呈」『政府公報』一三五、一九一二年九月二日、呈批。
- (24) この時期の教育總長は、一九一三年一月に范源濂が辭職すると、劉冠雄(海軍總長と兼任)・陳振先(農林總長と兼任)・董鴻禱(教育次長として總長代理)と他職との兼任が相次いだ後、九月に王大燮が就任している。
- (25) 前掲「教育部批第七六三號 原具呈人孔社本部社長徐琪」。
- (26) 「教育部致各省都督民政長等電」『政府公報』四九九、一九一三年九月二四日、公電。なお、この公電は、孔廣牧の説に依據して孔子誕生日を舊曆八月二七日と定めると述べる。後に教育部は、孔廣牧の説は孔子誕生日を舊曆八月二八日としていることから二八日に訂正する、という旨の公電を發している。「教育部致各省都督民政長各將軍都統電」『政府公報』五〇八、一九一三年一〇月三日、公電。
- (27) 前掲楚「湯化龍與清末民初的政局」第四章第三節。
- (28) 「上大總統言教育書」『庸言』二一五、一九一四年五月五日、附録。
- (29) 「教育部咨各省巡按使錄送通飭京內外各學校各書坊等中小學校修身及國文教科書採取經訓以孔子之言爲旨歸飭知一件請分別飭遵文(附飭知)」『政府公報』七六九、一九一四年六月二七日、咨。
- (30) 「教育部咨江蘇巡按使核覆採取經訓編入教科書辦法文」『政府公報』八一五、一九一四年八月二日、咨。
- (31) 「大總統告令」『政府公報』八六〇、一九一四年九月二六日、命令。
- (32) 「大總統告令」『政府公報』八九八、一九一四年一月四日、命令。
- (33) 「教育部呈遵擬提倡忠孝節義施行方法請訓示文竝批令」『政府公報』九六〇、一九一五年一月二〇日、呈。
- (34) 「教育部之兩難題」『教育雜誌』七一、一九一五年二月一五日、記事・學事一束。
- (35) 「民國之最近教育談」『教育雜誌』七十三、一九一五年三月一五日、記事・學事一束。
- (36) 「教育總長湯化龍呈瀝陳微愆辭本職文竝批令」『政府公報』九九〇、一九一五年二月九日、呈。
- (37) 「嚴幾道新提出之立國精神建議案」『參政院開會紀事』『申報』一九一四年一〇月二五日、一一月一日。



- (38) 「導揚中華民國立國精神議」前掲『嚴復集』第二冊、三四一～三四五頁。
- (39) 湯化龍と梁啓超の關係、および清末民初の梁啓超の動向については、原正人『近代中國の知識人とメディア、權力』研文出版、二〇一二年、第二章に詳しい。
- (40) 高柳信夫「梁啓超の『孔子』像とその意味」、同編『中國における『近代知』の生成』東方書店、二〇〇七年、所収。
- (41) 梁啓超「孔子教義實際裨益於今日國民者何在欲昌明之其道何由」『大中華』一一二、一九一五年二月二〇日。
- (42) 吳貫因「尊孔與讀經」『大中華』一一二、一九一五年二月二〇日。
- (43) 吳貫因「說國性」『大中華』一一三、一九一五年三月二〇日。
- (44) 世良正浩「袁世凱と中國の義務教育(上)——一九一〇年代中期の中華民國と教育改革——」『人間の發達と教育』七、二〇一一年。
- (45) 「國務院公函請按照大總統特定教育綱要宗旨安訂細目呈明次第辦理」『教育公報』九、一九一四年二月二〇日、專件。
- (46) 「本部整理教育方案草案(三年十二月十一日)」『教育公報』八、一九一五年一月、附録。
- (47) 荻生茂博「幕末・明治の陽明學と明清思想史」、同『近代・アジア・陽明學』ベリカン社、二〇〇八年、所収、初出一九九五年、および OGYU Shigenho "The Construction of Modern Yomeigaku" in Meiji Japan and its Impact in China" *East Asian History* 20, 2000.
- (48) 「學務綱要」前掲多賀『近代中國教育史資料 清末編』二一九～二二〇頁、および前掲「學部奏請宣示教育宗旨摺」。
- (49) 「大總統申令」『政府公報』九五六、一九一五年一月六日、命令。
- (50) 「高等小學校令」「國民學校令」「政府公報」一一六一、一九一五年八月一日、命令。
- (51) 「湖南巡按使沈金鑑奏據情代奏明定讀經程序安訂教授系統懇予飭部採用摺並批令」『政府公報』一三〇一、一九一五年二月二一日、呈。
- (52) 堤茂樹「葉德輝における洪憲帝制支持の構圖」『早稻田大學大學院文學研究科紀要 別冊 哲學・史學編』一七、一九九〇年。また、葉德輝が湖南省教育會會長に當選した背景については、拙稿「民國初期における湖南省教育會の職員選舉と『民意』」「孫文研究」四六、二〇〇九年。
- (53) 「教育部奏遵核葉德輝等請變通讀經辦法擬請毋庸置議摺」『政府公報』八、一九一六年一月二三日、奏摺。
- (54) 「教育部呈修正師範學校規程並擬訂各學校令地方學事通則施行細則等項草案請核定公布文並批令(附摺四件)」『政府公報』二〇、一九一六年一月二五日、奏摺。
- (55) 「張總長之教育政策」『教育雜誌』七一、一九一五年一月一日、記事・學事一束、および「張總長蒞新後之教育進行」『教育雜誌』七一、一九一五年一月二日。

日、記事・學事一束。

(56) 前掲「奏定初等小學堂章程」の原文は「務期平正明顯切於實用勿令學童苦其繁雜」。「國民學校令施行細則」では「學童」が「兒童」となっている。

(57) 「教育部令第十七號」「教育部令第十九號」「教育部令第二十號」「政府公報」二七七、一九二六年一〇月一二日、命令。

essentially contradictory, and this contradiction lead Yuan's government into a crisis of legitimacy.

## CONFUCIUS AND THE CONFUCIAN CLASSICS IN THE SCHOOL EDUCATION OF THE YUAN SHIKAI ADMINISTRATION

MIYAHARA Yoshiaki

This paper aims to clarify both the contents of the discussion concerning Confucius and the Confucian classics in school education during the Yuan Shikai administration and the features of the educational policies of the Ministry of Education and Yuan Shikai in comparison to those during the Late Qing Dynasty. Points that have been brought to light through analysis in this paper are that there was a difference of opinion between those such as the Confucian Church, the Association for the Confucian Way, Yuan Shikai, and Ye Dehui and the groups and people seeking implementation of the study of the Confucian classics at elementary and junior high schools over the placement of Confucius and the Confucian Classics in the curriculum, and as a result of this difference, there was also a difference over which classics should be selected for reading.

Those such as Kang Youwei, Chen Huanzhang, and Yuan Fu of the Confucian Church saw Confucius as the founder of a religion and believed that no part of the classics should be arbitrarily omitted or extracted, and that a text should be read in its entirety. Opposed to this view was Wang Xifan of the Association for the Confucian Way who considered Confucius as a model figure for the Chinese people, and who personally selected sections of the Confucian classics to be read in elementary and junior high school. This was similar to the educational guidelines specified by Yuan Shikai and also to the opinion of Ye Dehui, however these two differed in their opinion on the order the classics should be taught. This difference was particularly apparent in regard to the placement of Confucius and Mencius as models based on the teachings of Lu Xiangshan and Wang Yangming in the educational guidelines, and it was decided that the *Discourses of Mencius* would be read before the *Analects of Confucius* in elementary schools; however, this order had never previously been applied in an educational context. I also want to point out that a consistent element in the discussion about the Confucian Classics as a

school subject, and in the decision of the order they were to be studied was the emphasis placed on modern educational principles that took in consideration children's intelligence and their adaptability to the times.

In this way, the fact that the Yuan Shikai administration sought the implementation of the study of the Confucian classics in elementary and junior high schools can be called a kind of "revival" of the classics, but that does not mean it was a simple return to the education of the Late Qing dynasty. We should consider their efforts as a search for how to position traditional Confucian education in a modern school educational system against the background of constructing a moral order required by the times, and of modern educational principles that considered child intelligence. As a result, a new principle appeared that was symbolized by the order the Confucian Classics were studied, and that differed from the method of learning employed in the Late Qing dynasty.